

令和7年第4回取手市議会定例会 議案概要

議 案： 24件	条例の制定	1件
	条例の一部改正	11件
	市道路線の認定	1件
	指定管理者の指定	8件
	令和7年度補正予算	3件
承 認： 1件	損害賠償・和解の専決処分	1件

議案第48号

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について（総務課）

公職選挙法施行令が改正され、国の選挙における公費負担の限度額が引き上げられたことを踏まえ、市議会議員選挙及び市長選挙における公費負担の限度額について、国の選挙に準じた額に改めるものです。

公費負担の限度額（改正前→改正後、引上げ額）

- ・ポスター作成【印刷費単価】（541円31銭→586円88銭、45円57銭）
- ・ポスター作成【企画費】（316,250円、変更なし）

※ 上記の印刷費単価＋企画費をもとに取手市のポスター掲示場数（342か所）で計算したポスター作成単価（1,467円→1,512円、45円）

- ・ビラ作成単価（7円73銭→8円38銭、65銭）

議案第49号

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について（人事課）

市議会議員の現行の報酬水準の妥当性に係る取手市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、令和8年度から市議会議員の報酬月額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものです。

職名	改正前 報酬月額	改正後 報酬月額	引上げ額
議長	494,000円	537,000円	+43,000円
副議長	444,000円	481,000円	+37,000円
議員	411,000円	448,000円	+37,000円

議案第 50 号

取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について（情報管理課）

令和 8 年 2 月からスマホ市役所の本格的な運用を開始するに当たり、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定を踏まえて必要な条例の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

次のことについて定める規定を追加するほか、現在の法律の名称を踏まえて条例の名称を「取手市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に変更する等、所要の改正を行います。

- ① オンライン決済による手数料等の納付
- ② オンラインで行うことが困難な部分を含む申請等及び処分通知等
当該困難な部分以外の部分については、オンラインで行うことが可能とする。
- ③ 処分通知等をオンラインで行う場合は、当該処分通知等を受ける者のオンラインで受ける旨の意思表示があるときに限ることを明記
- ④ オンラインでの手続の適用除外
 - ・ 対面での確認が必要なものなど、オンラインで行うことが適当でないのとして規則で定めるもの
 - ・ ほかの条例等により、オンライン手続の方法が規定されているもの
- ⑤ 添付書面等の省略
規則で定める方法によりオンラインで確認できる場合は、添付書類等の省略を可能とする。

※ スマホ市役所

市公式 LINE の機能を拡充し、LINE アプリ上から行政手続のオンライン申請や手続に係る料金の支払などを可能とするものです。令和 8 年 2 月から本格的な運用を開始し、住民票などの証明書の交付申請と手数料の支払、公民館の利用予約と使用料の支払などについて導入することを予定しています。

議案第 5 1 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について（情報管理課）

手数料を徴収する事務について、スマホ市役所からの申請等を可能にするため、必要な規定の整備を行うものです。

スマホ市役所からの申請等に対応した条例別表の改正

手数料の種類及び額については、別表第 1 及び別表第 2 で定められているところ、スマホ市役所からの申請等に対応するため、別表第 1 の規定の整備を行うものです。

印鑑登録証明書の交付等の 3 つの事務について、「窓口で交付するもの」を「多機能端末機以外の方法により交付するもの」とし、スマホ市役所からの申請等の場合に対応する形に改めます。「多機能端末機以外の方法により交付するもの」の場合の手数料の額は、これまでの窓口交付の場合の 300 円と同額とします。

証明書等の交付方法及び手数料の額 ・ 印鑑登録証明書 ・ 住民票の写し又は除票の写し ・ 所得及び資産に関する証明	改正前	改正後
	窓口交付 300 円	<u>多機能端末機以外の方法による交付</u> 300 円
	多機能端末機による交付 200 円	多機能端末機による交付 200 円

※ 窓口交付

- ・ 市役所の窓口において証明書等の交付を行う方法

※ 多機能端末機による交付

- ・ コンビニエンスストアに設置された多機能端末機により証明書等の交付を行う方法

※ 多機能端末機以外の方法による交付

- ・ 市役所の窓口において証明書等の交付を行う方法（窓口交付）
- ・ スマホ市役所からの申請等に対して証明書等の交付を行う方法

議案第 5 2 号

取手市印鑑条例の一部を改正する条例について（市民課）

電気通信事業法が改正され条項の移動が生じることに伴い、同法を引用する条例の規定を改正するものです。

議案第53号

取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について (保育課)

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）が創設されました。

取手市においても、令和8年度からこども誰でも通園制度の運用を開始するため、令和7年9月に、こども誰でも通園制度に係る市長の認可基準を定める条例を制定しました。

本条例は、こども家庭庁が定める府令基準を踏まえ、特定乳児等通園支援事業者に係る市長の確認基準を定めるものです。

※ 特定乳児等通園支援事業者

市町村が行う財政支援としての乳児等支援給付において、本来子どもの保護者に給付されるべき給付費を、子ども・子育て支援法の規定に基づき保護者に代わって市町村から受領し、事業を実施することができます。

条例で定める主な事項

- ① 事業を実施する者の一般原則
- ② 運営に関する基準
 - ・ 支援の提供を開始する前の面談の実施
 - ・ 正当な理由なく支援の提供を拒否することの禁止
 - ・ 子ども及び保護者の心身の状況等の把握に努めること
 - ・ 保護者から事業者に対して支払う費用等に関すること
 - ・ 内閣総理大臣が定める指針に準じ、支援の提供を適切に行うこと
 - ・ 子ども及び保護者からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うこと
 - ・ 運営についての重要事項に関し、運営規程を定めること
 - ・ 職員の勤務体制及び研修機会の確保
 - ・ 子どもを平等に取り扱う原則及び虐待等の禁止
 - ・ 苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じること
 - ・ 事故発生の防止及び発生時の対応に関すること

議案第54号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について（保育課・子ども青少年課）

児童福祉法等の一部を改正する法律による関係法令の改正に伴い、地域限定保育士に関する文言の追加を行うとともに、改正により移動が生じる児童福祉法の条項を引用している条例についての所要の整理等を行うほか、条例の基準となっている内閣府令の改正を踏まえた所要の改正を行うものです。

- ① 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ・ 条例で引用している児童福祉法の条項に移動が生じることに伴う整理
 - ・ 地域限定保育士に関する文言の追加
 - ・ 利用乳幼児の健康診断等について定める規定の整備
- ② 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
 - ・ 条例で引用している児童福祉法の条項に移動が生じることに伴う整理
 - ・ 認定こども園法において虐待等に関する規定が整備されたこと、及び学校教育法において認定こども園法における当該規定を準用することとされたことに伴う規定の整備
- ③ 取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ・ 条例で引用している児童福祉法の条項に移動が生じることに伴う整理
 - ・ 地域限定保育士に関する文言の追加
- ④ 取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ・ 条例で引用している児童福祉法の条項に移動が生じることに伴う整理
 - ・ 地域限定保育士に関する文言の追加
 - ・ 内閣府令の改正に伴う文言の整理

議案第55号

取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について（産業振興課）

茨城県信用保証協会における市町村中小企業金融制度要項の改正を踏まえ、令和8年度からの振興金融・自治金融の融資保証をあっせんする期間の最長限度を7年から10年に延長することにより、中小企業の金融の円滑化を図るため、本条例の一部を改正するものです。

議案第56号

取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について（都市計画課）

本条例は、取手駅周辺の都市交通の円滑化と安全の確保を図るため、駐車場整備地区内における一定規模以上の建築物の新築・増築等に際して、定められた数の駐車施設の設置を義務づけているものです。

インターネットを介した取引の増加等による共同住宅への配送の増加など近年の社会情勢の変化を踏まえ、国土交通省は、共同住宅における荷さばき駐車施設の確保、車両の大型化への対応、公共交通の利用促進等を図るため、駐車場法施行令の改正を行いました。この改正を受けて、政令の基準に準じた対応を講じるため、本条例の一部を改正するものです。

- ① 共同住宅への荷さばきのための駐車施設の設置義務の追加
- ② 公共交通の利用促進に係る駐車施設の設置義務の緩和
- ③ 荷さばきのための駐車施設の車高に係る基準の変更（梁下3メートル→3.2メートル）
- ④ 車椅子使用者駐車施設の車高に係る基準（梁下2.3メートルを確保）を新たに規定する。

議案第57号

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（スポーツ振興課）

旧取手市立取手第一中学校の体育館及びグラウンドについて、新たに体育施設として管理するため、次の3点について条例で定めるほか、条例中の文言の整理等、所要の改正を行うものです。

- ① 名称
「取手市立井野体育館」
- ② 施設の利用日及び利用時間
利 用 日：毎週月曜日（祝日に当たるときはその翌日）及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日
利用時間：午前9時から午後9時まで（体育館）
午前9時から午後6時まで（グラウンド）

③ 施設の使用料

施設	団体使用料				個人使用料
	9～12 時	12～15 時	15～18 時	18～21 時	
体育館	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	各時間帯ごとに 一般 300 円 小中学生 140 円 未就学児 無料
グラウンド	無料				

※ 市民（市内在住、在学又は在勤）以外の利用者は、5 割増し

議案第 58 号

取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
（スポーツ振興課）

令和 7 年度に市内小中学校の体育館及び武道場の空調設備設置工事が完了し、令和 8 年度から学校体育施設開放事業において使用する体育館等で空調設備の使用が可能になることから、空調設備の使用料について新たに定めるため、本条例の一部を改正するものです。

施設及び附属設備	附属設備の使用料（1 時間当たり）
小学校体育館 空調設備	1,000 円
中学校体育館 空調設備	1,500 円
中学校武道場 空調設備	500 円

※ 学校体育施設開放事業を実施する施設：市内の全小中学校の体育館及び武道場

- ・ 小学校体育館 14 施設
- ・ 中学校体育館 6 施設
- ・ 中学校武道場 6 施設
- 合 計 26 施設

議案第 59 号

取手市火災予防条例の一部を改正する条例について（予防課）

令和 7 年 2 月に発生した大船渡市林野火災を受け、消防庁は、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により林野火災予防の実効性を高めるため、火災予防条例（例）の改正を行いました。

また、近年のサウナブームを背景として、屋外のテント等に消費熱量が小さいサウ

ナ設備（簡易サウナ設備）が設置される事例が増えていることを受け、簡易サウナ設備に適用される基準を新たに定めるため、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（総務省令）が改正されました。

これらの改正を踏まえ、火災予防条例（例）及び省令基準と同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

林野火災予防の実効性を高めるための改正

① 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項

- ・ 条例中の火災に関する警報は、消防法第 22 条第 3 項に規定するものであることの明確化
- ・ 一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の現在までの変化等を踏まえ、屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）に関する規定の削除

② 林野火災の予防に関する事項

林野火災の予防に関する規定を新設し、次のことについて定めます。

- ・ 市長は、林野火災に関する注意報を発することができる。
- ・ 注意報発令中は、火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- ・ 市長は、注意報発令時の火の使用の制限の努力義務の対象となる区域及び警報発令時の火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

③ 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項

- ・ 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為等に、たき火が含まれることを明記
- ・ 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等として条例で定めるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を消防長が指定することができるようにすること

簡易サウナ設備に適用される基準を新たに定めるための改正

これまでサウナ設備については一律の基準を適用していたところ、屋外のテント等に設置する 6 キロワット以下の放熱設備について「簡易サウナ設備」として新たに基準を設けるとともに、簡易サウナ設備以外のサウナ設備については「一般サウナ設備」として従来のサウナ設備の基準を適用することとする等、必要な規定の整備を行うものです。

※ 火災予防条例（例）

消防庁がガイドラインとして作成する、火災予防のために各自治体が定める条例のひな形

議案第 60 号

市道路線の認定について（管理課）

開発行為により市に帰属した道路（駒場一丁目2路線）について、市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

議案第 61 号から議案第 68 号まで 指定管理者の指定について

令和7年度末をもって指定管理の期間が満了する次の施設について、それぞれの法人を指定管理者として指定するものです。

なお、取手市立取手グリーンスポーツセンターについては令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、そのほかの施設については令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間の指定となります。

議案 番号	施設名	指定管理候補者名	所管課
61	取手市立市民会館 取手市立福祉会館	公益財団法人 取手市文化事業団	文化芸術課
62	取手市立老人福祉センター及び障害者 福祉センターあけぼの 取手市立老人福祉センターさくら荘	社会福祉法人 取手市社会福祉協議会	高齢福祉課 障害福祉課
63	取手市立障害者福祉センターつつじ園		障害福祉課
64	取手市立障害者福祉センターふじしろ		こども相談課
65	取手市立こども発達センター		健康づくり 推進課
66	取手市立介護予防拠点施設 ・いきいきプラザ ・げんきサロン戸頭西 ・げんきサロン稲 ・げんきサロン藤代		高齢福祉課
67	取手市立特別養護老人ホーム ふれあいの郷 取手市立老人デイサービスセンター ふれあいの郷	社会福祉法人 取手市社会福祉事業団	スポーツ 振興課
68	取手市立取手グリーンスポーツ センター	日本スポーツ振興協会 グループ	

※ 日本スポーツ振興協会グループ

代表構成員：特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会

構 成 員：株式会社日本スポーツ振興協会

議案第 69 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）

1 補正予算の規模

補正予算の総額は、5 億 7,513 万 5 千円の増額で、
補正後の予算総額は、530 億 5,282 万 7 千円となります。

（単位：千円）

区分	補正額の財源内訳			
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
575,135	366,075	54,000	▲38,517	193,577

2 歳出予算の主な補正内容

1) 扶助費の増額

■障害者自立支援給付費 …3 億 1,040 万円増

障害福祉サービスの実利用者数の増による

■障害児通所給付費 …1 億 500 万円増

児童発達支援や放課後等デイサービス利用者数の増による

■生活保護費 …5,000 万円増

生活保護受給世帯数や受給人数の増による

2) 市内小中学校への電子黒板整備 …6,000 万円

文部科学省の策定した「学校の ICT 環境整備 3 か年計画（令和 7～9 年度）」において、小中学校の特別教室用として電子黒板等の大型提示装置を整備することが盛り込まれたため、令和 8 年夏頃までに、市内小中学校 20 校に各校 6 台の電子黒板を整備します。

3) その他の主な歳出補正

■樹木病虫害被害対応 …1,188 万 2 千円

市内西部を中心に、病虫害「カシノナガキクイムシ」による樹木の枯死等の被害が確認されていることから、市有地に所在する被害木の伐採・消毒等を行います。

【被害箇所】

- ・市管理地 19 本（医師会病院敷地内 13 本・戸頭 2 本・野々井 4 本）
- ・緑地 27 本（あけぼの市民緑地 16 本・山の坊緑地 11 本）
- ・公園 20 本（宮ノ前ふれあい公園 2 本・とがしら公園 1 本・ゆめみ野公園 15 本・井野公園 1 本・つつじ公園 1 本）
- ・公共施設敷地 10 本（TAC 取手グリーンスポーツセンター敷地内）

■災害用備品（パーティション）購入 …356 万 4 千円

企業版ふるさと納税による寄附を活用し、災害時の避難所における避難者のプライバシーと快適な生活環境を確保するため、避難所用のパーティションを購入します。

■ゆめみ野公園時計設置工事 …242 万円

市内事業者からの寄附金を活用し、ゆめみ野公園に時計 2 基を設置します。

3 歳入予算の主な補正内容

1) 国県支出金

■扶助費の増額に伴う国・県負担金 …3 億 4,905 万円増

障害者自立支援給付費、障害児通所給付費、生活保護費等の扶助費の増額に伴い、その財源として交付される国県の負担金

【主な内訳】

- ・自立支援給付費負担金 2 億 3,280 万円増（国：1/2、県：1/4）
- ・障害児通所給付費等負担金 7,875 万円増（国：1/2、県：1/4）
- ・生活保護費負担金 3,750 万円増（国：3/4）

2) 地方債

■デジタル活用推進事業債 …5,400 万円増

市内小中学校への電子黒板整備事業の財源として計上する地方債

3) その他

■企業版ふるさと納税寄附金 …300 万円

避難所における災害用備品（パーティション）整備の財源として計上する寄附金

4) 一般財源

■財政調整基金繰入金 …1 億 9,357 万 7 千円増

12 月補正の財源調整により取り崩す財政調整基金です。

5) 主な基金の状況

<各種基金の増減と現在高>

（単位：千円）

基金	補正前残高	繰入額	補正後残高
財政調整基金	3,218,297	193,577	3,024,720
ふるさと取手応援基金	2,006,179	▲52,962	2,059,141

4 債務負担行為の補正

国の JET プログラムを活用して英語指導助手（ALT）を増員し、市内全小中学校に各 1 名配置するための JET プログラムコーディネーター業務委託や、市内公共施設のう

ち、指定管理期間の更新時期を迎える施設の指定管理料など、15 件について、令和 8 年 4 月 1 日より事務事業を執行するにあたり、事前に契約等の準備が必要となることから、債務負担行為の追加を行います。

議案第 70 号 令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

既定の歳入歳出予算総額に 1 億 107 万 9 千円を増額します。

歳入の補正内容は、一般会計繰入金が 1,728 万 5 千円の増、後期高齢者医療保険料が当初推計を上回る見込みであるため 8,379 万 4 千円の増額となります。

歳出の主な補正内容は、令和 6 年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴い医療給付費納付金が 1,577 万 6 千円の増額、歳入の保険料の増額に伴い保険料納付金が 8,379 万 4 千円の増額、集団健診委託料と人間ドック検診助成金が受診者の増加等により 982 万 4 千円の増額となります。

議案第 71 号 令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

既定の歳入歳出予算総額に 5 億 217 万 5 千円を増額します。

歳入の補正内容は、介護給付費の増加等により、国庫支出金 9,138 万 2 千円、支払基金交付金 1 億 3,527 万円、県支出金 7,157 万 5 千円、一般会計繰入金 6,366 万 8 千円、介護給付費準備基金繰入金 1 億 4,028 万円がそれぞれ増額となります。

歳出の主な補正内容は、居宅介護サービス給付費 2 億 6,200 万円、施設介護サービス給付費 1 億 7,900 万円、居宅介護サービス計画給付費 3,000 万円、介護予防サービス給付費 1,700 万円、居宅介護支援事業者介護認定調査委託料 91 万 1 千円がそれぞれ増額となります。

承認第 5 号

損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の承認について
（教育総務課）

令和 7 年 8 月に取手市立取手小学校敷地内で発生した倒木について、被害を受けた相手方に 1,485,000 円の損害を賠償し、和解するものです。

※ 相手方の損害を早期に回復するため、地方自治法の規定に基づき専決処分で損害賠償及び和解を行った上で、議会の承認を求めるものです。